議案第７７号

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和５０年白岡町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号ア中「基準該当障害福祉サービス」の次に「若しくは特定地域障害福祉サービス」を加え、同号イ中「同条第２５項」を「同条第２４項」に改め、「介護保険施設」の次に「若しくは同条第２４項に規定する特定地域介護保険施設」を加え、同項第２号中「基準該当障害福祉サービス」の次に「若しくは特定地域障害福祉サービス」を加え、同項第３号中「同条第２５項」を「同条第２４項」に改め、「介護保険施設」の次に「若しくは同条第２４項に規定する特定地域介護保険施設」を加える。

第７条の見出しを「（受給資格の確認）」に改め、同条第１項中「を提示し」を「の提示又は規則で定める方法により重度心身障害者医療費の受給者であることの確認を受け」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２６日提出

白岡市長　藤井　栄一郎

提　案　理　由

重度心身障害者医療費の受給資格の確認が紙の受給者証だけでなく、マイナンバーカードにより可能になること及び関係法令の改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。